

京都市告示第304号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年9月15日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都広河原 美山線	左京区鞍馬本町901番地の1地先から	旧	メートル 243.20	メートル 4.20 ~ 9.30
	同町907番地地先まで	新	243.20	6.16 ~ 16.79

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
醍醐緯128号 線	伏見区醍醐御陵西裏町36番地の1地先から	旧	メートル 38.00	メートル 6.00 ~ 10.15
	同町25番地の7地先まで	新	38.00	6.00 ~ 10.45

深草経59の 1号線	伏見区深草大亀谷大山町17番地の7地 先から	旧	13.60	4.00
	同町17番地の8地先まで	新	13.60	4.00 ~ 8.05
深草緯112の 1号線	伏見区深草大亀谷東寺町47番地の3地 先から	旧	68.80	1.80 ~ 6.03
	同町47番地の1地先まで	新	68.80	6.01 ~ 8.01
桃山経70号 線	伏見区桃山福島太夫西町21番地の22地 先から	旧	32.30	5.70
	同町21番地の23地先まで	新	32.30	6.00 ~ 9.30

(建設局土木管理部道路明示課)